

**令和 6 年度**

**埼玉県児童養護施設退所者等に対する**

**自立支援資金貸付の手引き**

令和 6 年 3 月

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

## 目 次

1	事業の概要	1
2	児童養護施設等及び里親等への協力依頼事項	3
3	借入れ相談から送金までの流れ	4
4	貸付後の流れ(在学中の手続き、返還の猶予、返還の免除)	7
5	返還	9
6	届出義務	10
7	関係機関等との連携	10
8	様式一覧	11
9	問い合わせ先	11
○	新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困っている方	12
○	医療機関を定期的に受診する進学者への医療費加算	12

# 1 事業の概要

## (1) 事業の目的

埼玉県内の児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」）に入所中又は里親又はファミリーホーム（以下「里親等」）に委託中の方及び児童養護施設等を退所した方又は里親等の委託を解除された方に対して、「自立支援資金」を貸付けることにより、円滑な自立を支援することを目的とします。

## (2) 実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」）が行います。

## (3) 貸付金の種類・貸付対象者・貸付期間・貸付額

埼玉県内の児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の方、及び進学や就職を機に児童養護施設等を退所した方又は里親等の委託を解除された方（退所又は解除後5年以内の方）は、以下①～③の貸付について、それぞれ1回まで申請することができます。

### ①生活支援費

- ・児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれず、学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等（以下「大学等」）に在学する方（以下「進学者」）
- ・児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれず就職している方（以下「就職者」）で、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取り消しや休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある方

### ②家賃支援費

- ・進学者
- ・就職者

### ③資格取得支援費

児童養護施設等に入所中若しくは里親等に委託中の方又は児童養護施設等を退所した方若しくは里親等の委託を解除された方で、就職に必要となる資格の取得を希望する方（以下「資格取得希望者」）

※「保護者等からの経済的な支援が見込まれない」とは、死亡又は行方不明等により保護者等がいない又は保護者等がいる場合でも養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者等から必要な経済的支援が見込まれない状態をいいます。

※「在学期間」は、原則として正規の修学期間ですが、病気等により休学するなど、真にやむを得ない事情によって留年した期間中も含まれます。

※資格取得支援費の貸付を受けた方が、資格を取得する見込みがなくなった場合は、貸付けた資金を返還していただきます。

※埼玉県社会的養護自立支援事業の生活費・居住費を利用している方は、生活支援費・家賃支援費の貸付はできません。

## ◆貸付対象者・貸付期間・貸付額の一覧

資金の種類	貸付対象者			貸付期間	貸付額		
	退所又は委託解除から <u>5年以内の方</u>		入所中又は 委託中の方				
	《進学者》 ※新入学者及び 在学中の者	《就職者》					
生活支援費	○	※コロナの 影響を受け た方のみ [P 12 参照]	—	在学期間	月額 50,000 円 以内 ※定期的に医療機関を受診す る進学者については、医療費 加算申請が可能 [P 12 参照]		
家賃支援費	○	○	—	《進学者》 在学期間 《就職者》 2年間	1月あたりの家賃相当額 (管理費・共益費含む) ※居住地域の生活保護制度上 の住宅扶助基準額(単身世帯 の額)が上限(下表参照)		
資格取得支援費	○	○	○	一括交付	資格取得に要する費用の実費 250,000 円以内 (千円未満切捨て)  ※入所中又は委託中の方で、 借入目的が運転免許取得費 の場合、給付金が利用可能 かご確認ください。給付金 を利用している場合は、貸 付額を減らすためにも <u>実際 の支払金額から利用した給 付金額を差し引いた額を申 請してください。</u> (例) 資格取得等特別加算費 (57,620 円)、指定自動車教習 所協会(50,000 円)、子どもの 暮らし応援事業(185,000 円)		

## ◆埼玉県内の住宅扶助基準額一覧(平成27年7月～)

級地区分	金額	市町村
1級地	47,700円	川口市、所沢市、蕨市、戸田市、朝霞市、和光市、新座市
	45,000円	さいたま市
2級地	43,000円	熊谷市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、入間市、志木市、 桶川市、八潮市、富士見市、三郷市、ふじみ野市、(入間郡)三芳町
	42,000円	川越市
3級地	37,000円	行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、 深谷市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、 吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、嵐山町、小川町、鳩山町、 宮代町、杉戸町、松伏町、滑川町、川島町、吉見町、ときがわ町、横瀬町、 皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町

#### (4) 申請期間

生活支援費 家賃支援費	令和6年4月からの貸付を希望する場合	令和6年3月 6日（水）から 令和6年5月31日（金）まで
	申請時点からの貸付を希望する場合	随時受付
資格取得 支援費	令和5年4月から令和6年3月に費用が 発生した場合	令和6年5月31日（金）まで
	令和6年4月以降に費用が発生する場合	随時受付

#### (5) 利子

無利子

#### (6) 連帯保証人及び法定代理人の同意

- ①申請には原則として1名の連帯保証人が必要です。なお、親権者等法定代理人の同意が得られる場合には、書面によりその同意をいただきます。
- ②申請者が未成年のときは、連帯保証人は親権者等法定代理人とします。
- ③連帯保証人は貸付決定者（借受者）と連帯して債務を負担するものとし、保証債務は延滞利子を含むものとします。
- ④**連帯保証人を立てられない場合、又は親権者等法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合は、児童養護施設・自立援助ホームの施設長、（ファミリーホーム・里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書（様式第7号）を代わりとすることができます。**

## 2 児童養護施設等及び里親等への協力依頼事項

本貸付事業において、児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者の円滑な自立のために下記について協力くださるようお願いします。

### 【借入れ相談から送金まで】

- ①借受希望者から借入れ意思の確認をし、書類作成に関する支援をしてください。
- ②推薦書（様式第3号）を作成してください。
- ③申請書類一式をとりまとめ、県社協に提出（面接時に持参）してください。  
また、面接時は同席してください。
- ④貸付決定後の借用証書等の作成の支援をしてください。

### 【貸付後】

- ①定期的に借受人と連絡をとっていただき、状況に変化がないか確認してください。
- ②県社協が借受人と一定期間連絡が取れない場合や提出日を過ぎても書類が未提出の場合等の際は、施設又は里親等を通じて、状況の確認や書類提出をお願いします。
- ③貸付後に状況の変化があった場合は、県社協へ連絡してください。万一、返還が生じた場合は、返還手続きの支援及び生活状況の確認を適宜行ってください。

### 3 借入れ相談から送金までの流れ

(1)事前相談

借受希望者は、施設等の担当者に、借り入れの必要性や返済の見込み、連帯保証人の有無等を御相談ください。

**5年間（資格取得支援費は2年間）、週20時間以上の仕事に就き（雇用形態不問・転職可）、返還の免除が決定するまで、在学状況、就業状況を、毎年一回、県社協に届け出る（学校や会社に書類の記入等をお願いする必要があります）意思があることを施設の担当者に伝えてください。**

相談の結果、貸付を希望する場合は、施設等の担当者から県社協に電話で御連絡ください。

(2)埼玉県  
退所者支援  
事業の利用

事前に「退所者等アフターケア事業」の委託事業者と支援契約を結んでいただきます（就職者は必須、進学者は任意）。これは、離職をした場合などの速やかな再就職支援を行うためです。

当事業については、次の窓口まで御相談ください。

「退所者等アフターケア事業」委託団体・事務所

一般社団法人 コンパスナビ

電話048-815-4111 FAX048-815-4112

（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）

(3)面接・  
申請書類の  
提出

貸付の申請書類を御提出いただく際には、**借受希望者、施設等の担当者又は里親等、県社協の三者による面接を行います（生活支援費・家賃支援費の申請をする場合は必須、資格取得支援費のみの申請をする場合は不要）。**

これは、貸付制度の内容を十分に理解いただくとともに、三者が面識を持ち、気軽に相談できる関係をつくるために行うものです。

#### 【施設等の担当者の準備】

##### ①面接日の設定（面接がある場合）

施設等の担当者は、あらかじめ面接希望日時を第3希望まで検討し、県社協へ御連絡ください。県社協担当者が貸付対象になるか確認のうえ、面接の日程を調整します。原則として平日10時～16時（要相談）に彩の国すこやかプラザで行います。

##### ②借受希望者の書類作成のサポート

#### 【借受希望者の準備】

##### ①申請書類の作成

##### ②面接当日

・申請書類を持参してください。書類内容や、次の点等を確認します。

○資金借入の意思、必要性（希望する理由、修学・就労状況等）

○資金貸付のしくみ（申請から免除・返還までの流れ等）

○借入希望内容（資金種類、申請額等）

○今後の連絡調整における役割・約束事

・私服でお越しください。

## 【提出書類一覧】

	提出書類名	生活支援費	家賃支援費	支援費	資格取得	備考
①	貸付申請書（様式第1号）	○	○	○		
②	誓約書（様式第2号）	○	○	○		
③	同意書（様式第16号）	○	○	○		
④	推薦書（様式第3号）	○	○	○		児童養護施設等・里親等が作成
⑤	意見書（様式第7号）	○	○	○		連帯保証人を立てられない場合等、児童養護施設等・児童相談所が作成
⑥	申請者の住民票	○	○	○		3か月以内に取得したもの（ <u>本籍記載あり</u> 、マイナンバー記載なしのもの）
⑦	連帯保証人の住民票	○	○	○		3か月以内に取得したもの（ <u>本籍記載あり</u> 、マイナンバー記載なしのもの）
⑧	連帯保証人の年間所得を証明するもの	○	○	○		課税証明書
⑨	在学又は雇用されていることを証明するもの	○	○			進学者：合格決定通知（写）、在学証明書等 ※学生証のコピーは不可 就職者：雇用証明書、在職証明書等
⑩	家賃の金額がわかるもの		○			賃貸契約書（写）等
⑪	「退所者等アフターケア事業」の支援契約書（写）		○			就職者のみ
⑫	取得を希望する資格の内容や費用の内訳等がわかるもの			○		領収書（写）、請求書（写）・見積書（写）・コンパスナビの予約確認書（写）等 ※費用の根拠がわかる書類。通帳のコピーのみは不可
⑬	措置・委託解除通知書（写）	○	○	○		解除者のみ
⑭	申請チェックリスト	○	○	○		

※申請書類等の所定様式は、県社協ホームページからダウンロードできます。

※（写）はコピーを提出してください

※申請書類の作成にあたって、消せるボールペンや修正液（テープ）の使用はできません。訂正がある場合は、訂正箇所を二重線で消し、その後訂正印を押印してください。

※資格取得支援費のみを申請する場合、面接はありません。下記住所あてに申請書類一式を送付してください。

※生活支援費の医療費加算を申請する場合は、上記以外の資料を依頼することがあります。12ページ下部をあわせてご確認ください。

### 【お問い合わせ・送付先】

住所：〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65

彩の国すこやかプラザ内

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 1階 福祉人材センター

電話：048-824-3370

ホームページ：[https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem\\_17.html](https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_17.html)

**(4) 審査・  
貸付決定**

貸付審査後、貸付決定通知もしくは不承認通知が借受希望者及び施設等又は里親等に送付されます。

**(5) 借用証書  
の提出**

貸付の決定を受けた者（以下「借受者」）は、印紙税法に定める額の収入印紙を貼り付けた「借用証書（様式第4号）」、「振込口座申込・変更申請書（様式第5号）」、借受者及び連帯保証人の印鑑証明書等を県社協に提出してください。

**(6) 資金の  
交付**

資金は、以下のとおり各指定口座に送金します。

資金の種類	送金時期	備考
生活支援費	毎月中旬頃	複数の資金を借りる場合、各資金を合算した金額を送金します。
家賃支援費		
資格取得支援費	一括振込	

**【その他契約の解除及び貸付の休止】**

**(1) 契約の解除**

次のいずれかに該当することとなった場合は、その日が属する月の翌月分以降の自立支援資金の貸付は解除となります。

- ①進学者が大学等を退学したとき
- ②就職者が就職先を離職したとき
- ③進学者・就職者が死亡したとき
- ④進学者・就職者が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
- ⑤虚偽その他不正な方法により資金の貸付を受けたことが明らかになったとき
- ⑥その他県社協会長が資金貸付の必要がないと判断したとき

貸付契約が解除となる場合は、借受人である進学者又は就職者が貸付期間中に「契約解除届」（様式第14号）により、契約解除を申し出てください。

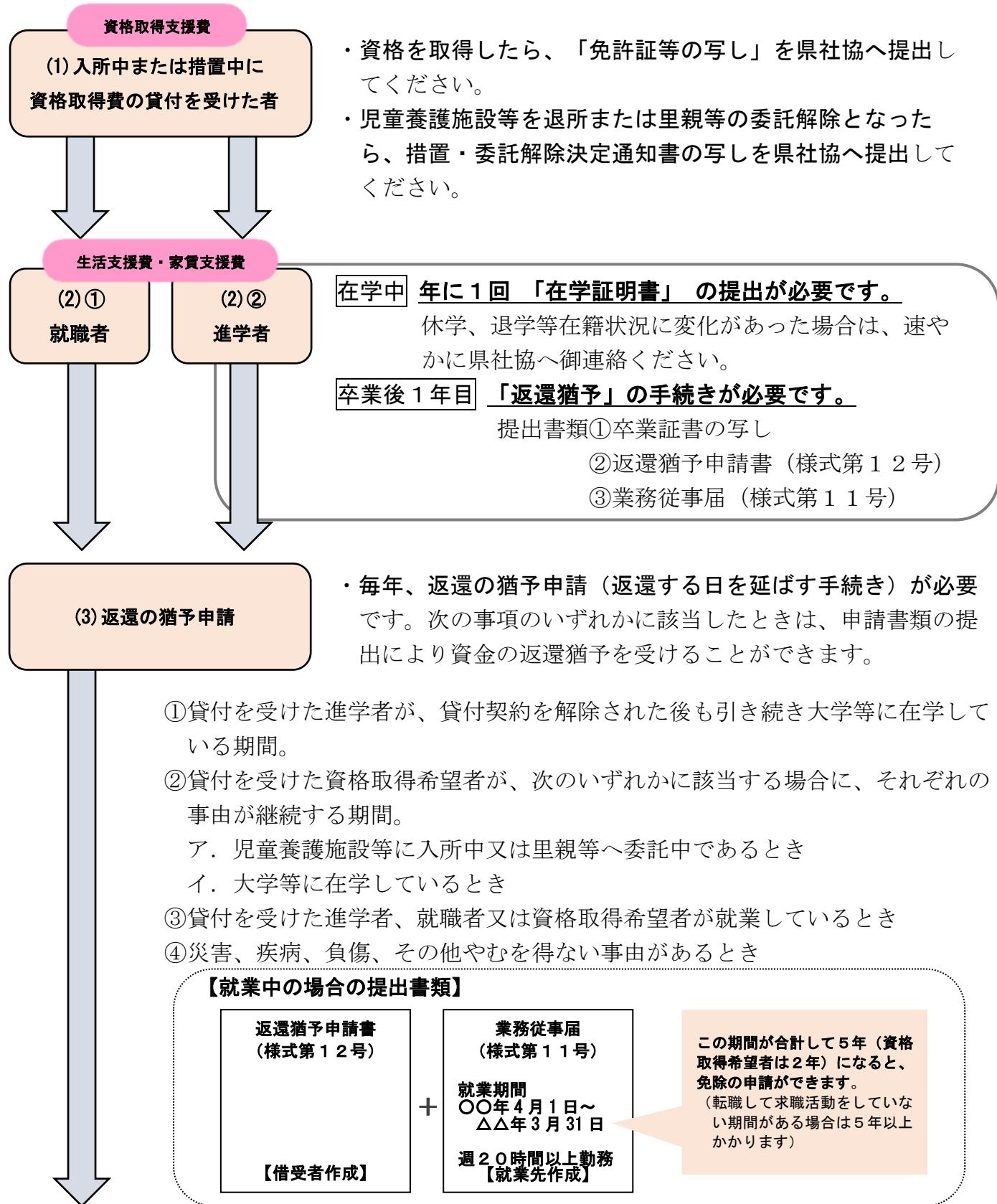
**(2) 貸付の休止**

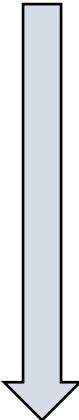
停学の処分を受けたときは、その日が属する月の翌月分から、復学した日の属する月の分まで、資金の貸与は行いません。

## 4 貸付後の流れ（在学中の手続き、返還の猶予、返還の免除）

返還の免除が決定するまでの間は、1年ごとに現在の状況を確認するための書類の提出が必要です。毎年（5月頃）県社協から書類提出に関する通知を送付しますので、期限までに必要書類の提出をお願いします。

なお、書類の提出が無い場合、貸付けた資金の返還が生じます。





#### 【転職した場合の提出書類】

返還猶予申請書 (様式第12号) 【借受者作成】	業務従事届 (様式第11号)	求職活動期間等申告書 (様式第10号)	業務従事届 (様式第11号)
+ 異動届 (様式第6号) 【借受者作成】	就業期間 ○○年4月1日～ ○○年7月31日	+ 求職活動期間 ○○年8月1日～ ○○年10月15日 ※ある場合のみ提出 【旧就業先作成】	+ 就業期間 ○○年10月16日～ △△年3月31日 【新就業先作成】

#### (4) 返還の 猶予決定

県社協は申請内容を審査し猶予の承認又は不承認の決定を行い、その旨を通知します。

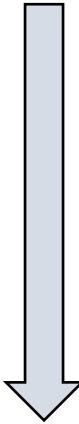
#### (5) 返還の 免除申請

次の免除要件に該当する場合は、貸付金の全額が返還免除となります。  
なお、就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなった場合も、同様とします。

返還免除要件	
進学者	大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき
就職者	就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき
資格取得希望者	就職した日から2年間(大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付を受けた者は、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間)引き続き就業を継続したとき

#### 返還の免除の「5年間(2年間)引き続き就業を継続したとき」の考え方について

- ①雇用形態に限らず、1週間の所定労働時間は20時間以上とする。(転職可)
- ②進学者は、児童養護施設等を退所又は里親等の委託を解除され、大学等を卒業した後の就業から計算が開始される。
- ③就職者は、児童養護施設等を退所又は里親等の委託を解除され、貸付が開始された月から計算が開始される。
- ④児童養護施設等を退所前又は里親等の委託を解除前に資格取得支援費の貸付を受けた者のうち、進学する者は②と同様の考え方となる。就職する者は、貸付決定後の就業から計算が開始される。
- ⑤一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合には、継続して就業しているものとみなして、就業継続期間に算入することができる。
- ⑥災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職した場合
  - ・離職の後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとする。ただし、当該離職期間は就業継続期間に算入できない。
  - ・その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合とする。



返還免除要件に該当する場合、返還の免除申請を行います。

**【返還の免除申請時の提出書類】**

返還免除申請書  
(様式第13号)

【借受者作成】

業務従事届  
(様式第11号)

就業期間  
○○年○月○日～  
△△年△月△日

週20時間以上勤務  
【就業先作成】

**(6) 返還の免除決定**

県社協は申請内容を審査し免除の承認又は不承認の決定を行い、その旨を通知します。

## 5 返還

### (1) 返還の内容・返還期間・方法

次の事項のいずれかに該当したとき（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く）は、返還の事由が生じた日の属する月の翌月から、県社協が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、県社協が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還いただきます。

- ①自立支援資金の貸付契約が解除されたとき
- ②貸付を受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき
- ③資格取得支援費の貸付を受けた者が、資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき（以下のいずれかに該当する場合をいいます）
  - ・資格を取得するための課程の履修を中止したとき
  - ・心身の故障のため資格を取得するための課程の履修を継続する見込みがなくなりたと認められるとき
  - ・死亡したとき
  - ・その他資格を取得する見込みがなくなったと認められるとき
- ④業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

### (2) 返還の流れ

- ①返還の事由が発生後、速やかに県社協へ連絡する
- ②「契約解除届（様式第14号）」「返還計画申請書（様式第9号）」を提出
- ③申請書類をもとに審査
- ④「納入通知書」を送付
- ⑤送付された納入計画に沿って指定された期日までに指定口座に振込
- ⑥返還完了後借受人及び連帯保証人に「返還完了通知書」の送付と借用証書等を返却

### (3) 延滞利子

正当な理由がなく貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

※次の要件に該当する場合は、返還債務の額の全部又は一部が免除となる場合があります。なお、免除額は就業を継続した期間により決定します。

①全部又は一部を免除

- ・死亡、又は障害により貸付金を返還することができなくなったとき

②一部を免除

- ・貸付を受けた進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付を受けた期間以上就業を継続したとき
- ・貸付を受けた資格取得希望者が、1年以上就業を継続したとき

## 6 届出義務

次のいずれかの事項に該当したときは、速やかに県社協に連絡し、以下の所定の様式等を提出しなければなりません。

	届出を要する事項	所定の様式・提出物
①	借受者または連帯保証人の届出内容に変更があったとき (住所・氏名・電話番号・勤務先)	<ul style="list-style-type: none"><li>・様式第6号</li><li>・住所変更の場合：新住所のわかる住民票（本籍記載あり、マイナンバー記載なし、3か月以内のもの）</li><li>・氏名変更の場合：戸籍抄本</li></ul>
②	休学、停学、復学、退学したとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・大学等が発行する証明書類</li></ul>
③	留年したとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・大学等が発行する証明書類</li></ul>
④	卒業したとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・卒業証書</li></ul>
⑤	資格を取得したとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・取得した資格証（免許証）</li></ul>
⑥	借受けた資金を返還するとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・様式第9号</li><li>・様式第14号</li></ul>
⑦	就職したとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・様式第11号</li></ul>
⑧	勤務先を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・様式第6号</li><li>・様式第10号（求職活動期間がある場合）</li><li>・様式第11号（新旧勤務先から1部ずつ）</li></ul>
⑨	返還の免除を申請するとき	<ul style="list-style-type: none"><li>・様式第11号</li><li>・様式第13号</li></ul>

## 7 関係機関等との連携

本貸付事業は、児童養護施設等及び里親等をはじめ、退所者等アフターケア事業委託事業者、児童相談所等の関係機関等との連携により実施します。

については、借受者の状況確認や証明書類の提供等にかかる連絡調整、事業運営における情報の共有化等を図っていきますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

## 8 様式一覧

各種様式は、県社協ホームページからダウンロードできます。

[https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem\\_17.html](https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_17.html)

名 称	様式番号
貸付申請書	様式第1号
誓約書	様式第2号
推薦書	様式第3号
借用証書	様式第4号
振込口座申込・変更申請書	様式第5号
異動届	様式第6号
意見書	様式第7号
貸付内容変更申請書	様式第8号
返還計画申請書	様式第9号
求職活動期間等申告書	様式第10号
業務従事届	様式第11号
返還猶予申請書	様式第12号
返還免除申請書	様式第13号
契約解除届	様式第14号
辞退願	様式第15号
同意書	様式第16号
チェックリスト（申請者用）	

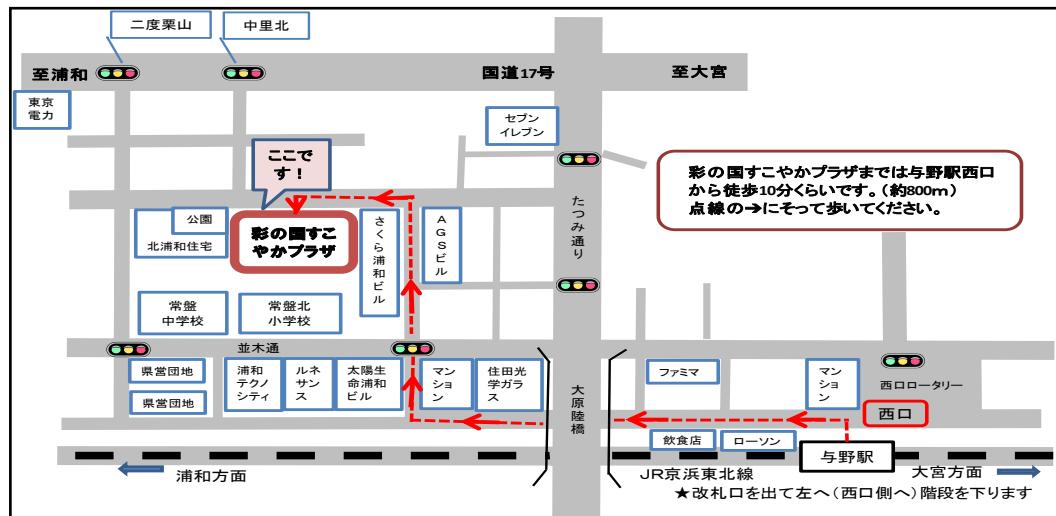
## 9 問い合わせ先

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1階

電話 048-824-3370

FAX 048-833-8062



## ～新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困っている方～

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減り、経済的に厳しい状況にある者に対し、生活支援費や家賃支援費を追加で貸し付けることが可能です。借りた資金は5年間（1週間あたり20時間以上）の就業継続によって、返還免除となります。

※初めて借入れする方は面談が必要です。

### ◆貸付対象者・貸付金額・貸付期間

#### (1) 施設等を退所・委託解除後に就職した方

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者。
- ・退所・委託解除後5年以内の方。

資金の種類	貸付金額	貸付期間
生活支援費	月額8万円	最大12か月間（求職期間含む）
家賃支援費	1月あたりの家賃相当額 (管理費・共益費含む) ※居住地域の生活保護制度上の住宅 扶助基準額(単身世帯の額)が限度	退所又は委託解除後から最大3年間
返還免除要件		
施設等を退所・委託を解除後に就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき (雇用形態に限らず、1週間所定労働時間は20時間以上とする)		

#### (2) 施設等を退所・委託解除後に進学した方

- ・新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者。

資金の種類	貸付金額	貸付期間
生活支援費	プラス3万円	最大12か月間
返還免除要件		
大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき (雇用形態に限らず、1週間所定労働時間は20時間以上とする)		

## ～医療機関を定期的に受診する進学者への医療費加算～

生活支援費の貸付を受けている進学者又は新たに生活支援費の貸付を受けようとする進学者のうち、医療機関を定期的に受診する者に対し、2年間を上限に医療費実費相当額を追加で貸し付けることができます。貸付を検討・希望する場合は、別途御案内いたしますので、事前に県社協へ御連絡ください。